

## 石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業

### 2 委託業務の目的

生活様式の変化等により国内市場が縮小するなか、海外展開に取り組む事業者の裾野拡大に向けた伝統産業事業者向けの海外展開促進セミナーの開催や、海外現地の実店舗で伝統的工芸品のテストマーケティング等を実施することにより、本県の伝統工芸事業者の海外展開の推進を図る。

#### (※活動指針)

現地及び本県の伝統工芸の状況を十分に理解し、本県の伝統工芸の魅力をフランスをはじめとする欧州の消費者やバイヤー、メディア（以下「消費者等」という。）に的確に伝え、また消費者等の反応を含む実施結果を伝統工芸事業者にフィードバックすることにより、本県の伝統工芸産業の海外販路開拓に寄与するよう業務を遂行すること。

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

### 4 提案の上限価格

5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 総則

- (1) 石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業業務委託（以下「業務」という。）は、この仕様書により実施するものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室（以下「県」という。）の指示に従って行うこととする。詳細な事項については、県との連携調整を密に行って実施し、経過についても随時報告するものとする。
- (3) 業務の実施にあたって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断にあたっては、県と十分調整の上、その指示又は承認を受けることとする。
- (4) 実施する業務については、県との話し合いにより、内容変更があり得るものとする。

### 6 事業内容

- (1) 伝統工芸品のテストマーケティング（主に一般消費者向けの展示販売）

#### ア 概要

##### ①目的

フランスにおける実店舗等にて、本県の伝統的工芸品を取り扱う販売拠点を設置

し、売れ行きや来場した一般消費者・バイヤーの反応を参加事業者にフィードバックすることで、今後の海外販路開拓につなげる。

②開催期間

委託期間内で、少なくとも1カ月以上開催すること。

③開催場所

フランス・パリ市内

(一般消費者だけでなくバイヤー、メディア等の来店も見込める場所とする)

④対象商品

対象商品は、次に掲げる石川県の伝統的工芸品とする

経済産業大臣指定の伝統的工芸品

石川県指定の伝統的工芸品

稀少伝統的工芸品(国指定並びに石川県指定以外の伝統的工芸品)

イ 業務内容

①総合調整

参加事業者、会場等との連絡調整を行うこと。

②会場手配

テストマーケティングを行う会場を手配すること。

③参加事業者、出展商品の選定

- ・参加事業者、出展商品は、受託事業者が決まり次第、県が募集を行う。なお、募集にあたっては、輸出に必要な認証の有無など海外市場との取引において必要とされる条件を事前に県に共有すること。
- ・県が募集した参加を希望する事業者と面談を行い、出展商品を選定すること。

④参加事業者への事前説明、出展商品の輸送

- ・出展商品の選定後、参加事業者を対象とした説明会を開催し、国内取引と海外取引の違いや物流等の基礎知識、フランス市場の動向および本事業に関して説明を行うこと。
- ・参加事業者と個別に輸送方法や販売価格、決済方法等に関する条件の擦り合わせを行うこと。なお、販売価格は、参加事業者と協議のうえ、販売にかかる費用も考慮してフランス実店舗等における販売価格を決定するものとする。
- ・出展商品等のフランスへの搬送、会期終了後の日本への出展品等の返送は当委託業務に含むこととする。
- ・出展商品のテストマーケティング会場までの輸送に伴う経費は、原則参加事業者の負担とする。
- ・対象商品を返送する際の輸送に伴う経費は、原則受託事業者の負担とする。

⑤テストマーケティングの実施

- ・バイヤー等への販売も見据え、商品の写真、色展開、素材、サイズ、商品説明、単価、納期、ミニマムロット等の情報を記載したラインシートを作成すること。
- ・会場配置図、参加事業者・出展商品の情報等をまとめた事務局マニュアルを作成すること。

- ・ 出展商品の在庫の保管、管理を行うこと。
- ・ 営業時間内は常時、商品説明・管理の担当者を1名以上配置し、出展商品の説明や販売及び在庫管理を行うこと。
- ・ 販売につなげるため、実店舗等との連携を密にし、展示販売の工夫をすること。
- ・ 盗難・破損等にあわないように十分に注意すること。展示に係る傷害及び破損・盗難を含めた賠償責任について、保険に加入するなど適切に対応すること。展示商品の盗難・破損等にあった場合は、販売額相当を補填すること。

#### ⑥ 広報・PR

- ・ テストマーケティング及び販売促進イベントの集客を図るため、広報計画を策定し、効果的な情報発信を実施すること。
- ・ SNS、WEBサイト、メールマガジン、現地メディア、業界関係者ネットワーク等を活用し、一般消費者、バイヤー及びメディアに対し周知を行うこと。
- ・ 広報活動の実施内容及び成果について取りまとめ、県へ報告すること。
- ・ 来場者数、メディア掲載件数、SNS等による情報発信状況その他広報活動の成果について把握し、県へ報告すること。

#### ⑦ 販売促進イベントの開催

- ・ テストマーケティング期間内に販売促進に効果的なイベントを開催すること。
- ・ 来場者参加型のイベントとすること。

#### ⑧ 実施結果のフィードバック及び助言

- ・ 事業終了後に、参加事業者に対し、売上実績並びに消費者等の反応のフィードバックを行うこと。
- ・ 収集した情報及び分析結果を踏まえ、参加事業者に対し、商品改良や価格設定、販売方法など海外販路開拓に関する助言を行うこと。
- ・ 参加事業者から相談があった場合には、できうる限り対応し、海外販路開拓に向けた取り組みに協力すること。

#### ⑨ 記録・集計・分析・報告

- ・ テストマーケティングの会場風景及び展示状況、来場者の行動が把握できる写真等を記録し、分析資料として活用すること。
- ・ 各参加事業者の売上件数、売上額その他必要な事項を集計すること。
- ・ 出展商品の分析を商品ごと又は商品群ごとに整理し、来場者属性の把握に努めるとともに、閲覧状況、購入状況、消費者及びバイヤーの反応等を踏まえ、評価された点、課題、適正価格帯、市場性及び商品改良の方向性について分析を行うこと。
- ・ 分析結果については、参加事業者へのフィードバックに活用するとともに、本県の今後の海外展開支援事業及び産地商品開発・販路開拓の参考となる報告書として取りまとめること。

#### ⑩ その他

テストマーケティングを円滑に実施するため、上記に記載のない業務については県と協議のうえ実施すること。

## (2) バイヤー商談会

### ア 概要

#### ①目的

6 (1) により開催するテストマーケティング会場にバイヤーを招聘し、参加事業者と商談を行う機会を提供することで、伝統的工芸品の海外販路開拓を図る。

#### ②開催期間

6 (1) の事業期間内

#### ③開催場所

6 (1) のテストマーケティング会場と参加事業者の所在地をインターネットで接続し、オンライン上で開催

#### ④参加バイヤー

欧州で販路開拓を行うバイヤー (3～5社程度)

### イ 業務内容

#### ①バイヤーの選定、連絡調整

- ・ 欧州で販路開拓を行うバイヤーを3～5社程度選定し、プロフィールを県に提出し、県と協議のうえ、招聘バイヤーを決定すること。
- ・ バイヤーとの事前の連絡調整を行うこと。
- ・ バイヤーの6 (1) の会場までの移動手段を手配すること。

#### ②参加事業者の選定、連絡調整

- ・ バイヤーと調整の上、6 (1) の参加事業者の中からバイヤー商談会に参加する事業者、商品を選定すること。
- ・ 参加事業者と開催日時、開催手段等も含めて事前の連絡調整を行うこと。

#### ③バイヤー商談会の開催

- ・ バイヤー一者当たり参加事業者3～5者と商談を行うこととし、1社あたりの所要時間は30分程度を見込むこと。
- ・ 参加事業者との商談を円滑に行うため、通訳の手配を行うこと。
- ・ 商談会の開催に必要なブース、備品等を手配すること。(インターネット接続環境を含む。)
- ・ 運営、進行にあたる担当者を1名以上配置すること。

#### ④バイヤーのフォローアップ

- ・ 商談会終了後2週間以内に、全バイヤーに対し、参加事業者の海外展開の参考となるようなアンケート調査を実施し、結果の翻訳・分析を行うこと。
- ・ 商談会終了後、バイヤーに随時連絡をとり、継続商談の状況を把握するとともに質問対応や追加情報の提供、商談調整、成約支援など、商談を継続案件へ発展させるための継続的な支援を行うこと。

#### ⑤実施結果のフィードバック及び助言

- ・ 事業終了後に、参加事業者に対し、商談内容及び商談結果を整理したうえで、バイヤーの評価、成約可能性、市場ニーズ及び課題等についてフィードバックを行

うこと。

- ・収集した情報及び分析結果を踏まえ、参加事業者に対し、商品改良、価格設定、販売方法その他海外販路開拓等の助言を行うこと。
- ・参加事業者から相談があった場合には、できうる限り対応し、海外販路開拓に向けた取り組みに協力すること。

#### ⑥記録・集計・分析・報告

- ・バイヤー商談会の会場風景の記録を行うこと。(写真撮影、議事録作成等)
- ・各参加事業者の商談件数、成約件数・成約額・成約内容、継続商談件数及び継続商談内容等を把握、集計すること。
- ・バイヤーごとに関心を示した商品、評価された点、課題や今後の対応方針を整理し、参加事業者へのフィードバックに活用すること。
- ・バイヤー商談会終了時点から約3か月経過した時点で、再度、継続商談及び成約状況を把握、その集計結果を県へ報告すること。
- ・商談結果及びバイヤーアンケートの内容を分析し、本県の伝統的工芸品の評価、市場ニーズ、課題及び今後の海外販路開拓の方向性を整理するとともに産地の商品開発・販路開拓の参考となる報告書を取りまとめること。

#### ⑦その他

- ・バイヤー商談会を円滑に実施するため、上記に記載のない業務については県と協議のうえ実施すること。

### (3) セミナーの開催

#### ア 概要

##### ①目的

伝統工芸の海外販路開拓の成功事例や海外展開の実務等を紹介するセミナーを開催することで、伝統工芸事業者の意識啓発を図り、海外展開に取り組む事業者の裾野の拡大を目指す。

##### ②開催日時

委託期間内に1回以上開催すること。(1回につき1時間半程度)

##### ③開催場所

石川県内

##### ④講師候補

伝統工芸産地における商品開発や販路開拓等を通して海外展開に向けた活動を支援し、一定の実績を有する者

#### イ 業務内容

##### ①総合調整

- ・セミナー講師、会場、参加事業者等との連絡調整を行うこと。
- ・セミナー進行シナリオ、会場配置図、事務局シナリオ等を作成すること。

##### ②会場等手配

概ね100名以上を収容可能な会場(講師控室、セミナー開催に必要な備品等を

含む)を手配すること。

③講師等手配

- ・候補者のプロフィールを県へ提出し、県と協議の上、講師を決定すること。
- ・講師の交通手段や宿泊先を手配すること。

④講演内容

- ・セミナーの開催目的を踏まえ、講師及び県と協議の上、セミナーのタイトルおよび講演内容を決定すること。

⑤参加申込受付

- ・参加者募集チラシの作成及び配布を行うこと。
- ・参加申込やセミナーに係る問い合わせに対応すること。
- ・参加申込者の情報をリスト化し、県へ提出すること。

⑥セミナーの開催

- ・ステージ、音響、客席、受付、控室、案内看板等を設営すること。
- ・必要に応じてセミナー資料の作成、配布を行うこと。
- ・運営、進行にあたる担当者を1名以上配置すること。

⑦記録・集計

- ・セミナー内容の記録を行うこと。(録音、写真撮影、議事録作成等)
- ・セミナー参加者数を集計し、県へ報告すること。
- ・参加者に対するアンケート調査を実施し、集計結果を県へ報告すること。

⑧その他

- ・セミナーを円滑に実施するため、上記に記載のない業務については県と協議のうえ実施すること。

(4) 事業計画書、事業報告書の提出

ア 事業計画書の提出

委託期間開始日から2週間以内に事業計画書を提出の上、県に対し対面もしくはオンラインにて説明を行うこと。(事業計画書には、事業の概要、実施方針、作業工程、実施体制等を記載すること。)

イ 事業報告書の提出

業務終了後、事業報告書を作成し、県に提出すること。(事業報告書には、各事業の実施内容、実績、事業から明らかになった課題、提言等を記載すること。写真データ等もあればあわせて提出すること。)

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託事業者が行う業務を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託事業者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

### (3) 守秘義務

受託事業者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 8 著作権等の取扱い

(1) 本事業の実施に伴う著作権その他知的財産権は、県に帰属するものとする。

(2) 本事業の実施にあたり、第三者が権利を有する著作権その他知的財産権が及ぶものを使用する際には、使用に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。

## 9 委託費用の支払

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、県との協議により、契約金の一部を前金払で支払うことができるものとする。

## 10 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議の上定めることとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。